

官報

平成十二年四月二十五日

第百四十七回 衆議院會議録 第二十九号

平成十二年四月二十五日(火曜日)

議事日程 第二十五号

平成十二年四月二十五日

午後零時三十分開議

- 第一 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 独立行政法人教員研修センター法案(内閣提出)
- 第三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案(内閣提出)
- 第四 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

藤本孝雄君の故議員越智伊平君に対する追悼演説

- 日程第一 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 独立行政法人教員研修センター法案(内閣提出)
- 日程第三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第四 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第百二十九番、東海選挙区選出議員、半田善三君。

(半田善三君起立、拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがあります。

議員越智伊平君は、去る三月二十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。越智伊平君に対する弔詞は、議長において去る二十三日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰され、さきに運輸委員長、長官、運輸委員長、長官、運輸委員長等の要職につき、またしばしば国務大臣の重任にあたられた議員、正三位勲一等越智伊平君の長逝を哀悼し、ついで弔詞をささげます。

故議員越智伊平君に対する追悼演説

○議長(伊藤宗一郎君) この際、弔意を表するた

め、藤本孝雄君から發言を求められております。これを許します。藤本孝雄君。

(藤本孝雄君登壇)

○藤本孝雄君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員越智伊平先生は、去る三月二十四日、愛媛大学医学部附属病院において逝去されました。

突然の訃報に接し、しばし茫然と、語る言葉もなく、まことに痛恨のきわみであります。今日までの御交誼、御厚情に心からお礼を申し上げます。今日ま

ともに、寂寥の感深く、惜別の念にたえません。また、先生を内にあつて支えてこられた御遺族の皆様、御心情をお察ししますと、お慰め申し上げる言葉もございません。万感胸に迫り、心から哀悼の意を表します。

私は、ここに、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。と存じます。(拍手)

越智伊平先生は、大正九年十二月、愛媛県越智郡玉川町鈍川にお生まれになり、長じて、相模原工科大学電機科に進まれ、昭和十六年に卒業されました。その後、終戦を迎え、空襲で焦土と化した故郷を電気技術をもって復興に寄与しようと決意し、越智電気商會を設立したのであります。

た。やがて、先生の穩やかで誠実なお人柄と、電気施設工事で身を粉にして働く姿が町内の評判となり、昭和三十年、推されて出馬した今治市議員選挙では、見事トップ当選を飾られたのであります。

続いて、昭和三十四年、愛媛県議会議員選挙に立候補し、以後連続して四回当選、いずれも最高得票を獲得され、五十歳にして早くも愛媛県議会議長に就任、昭和四十七年十月には愛媛二区の第三十二回総選挙補欠選挙に打って出られ、見事初当選されたのであります。

本院に議席を得られてからの先生は、大蔵、予算などの委員、理事を務め、幅広く御活躍をされました。その後、運輸委員長を初め大蔵委員長、

議院運営委員長、予算委員長を歴任し、常に公正円満な運営を行い、党派を超えて絶大な信頼を得られたのであります。先生に対する地味ながら円熟した政治家としての評は、だれもが認めるところで、難しい折衝などでは調整役としてその本領を遺憾なく発揮されたのであります。

また、自由民主党にあっては、国会対策副委員長、副幹事長、愛媛県連会長などの要職を務められました。

一方、内閣にあっては、第一次竹下内閣の建設大臣として初入閣を果たされ、昭和六十三年四月には、瀬戸内閣関係者は無論のこと、国民の悲願であった瀬戸大橋の開通を実現されたのであります。また、今治と尾道を結ぶ来島海峡大橋の着工にゴーサインを出されたことは、先生の業績を語る上で忘れることのできないところであります。

この竹下内閣では、先生が建設大臣、私が厚生大臣として四国の出身者同士が同時に入閣を果たし、一年二カ月の間に一緒に仕事をさせていただきました。一年二カ月の間に一緒に仕事をさせていただきました。一年二カ月の間に一緒に仕事をさせていただきました。

次いで、平成四年十二月には宮澤内閣の運輸大臣に就任、とりわけ成田空港問題の解決に尽力されました。

昭和四十一年の位置決定以来、国、公団と反対派の対立が長く続き、工事の見通しが全くつかない中、江藤元運輸大臣を始め関係者の努力で、話し合いによる解決の動きが模索された結果、成田空港問題シンポジウムが始まりました。平成五年五月、先生は、運輸大臣としてみずからそのシン

ポジウムに出席され、十分なコンセンサスも得ず、空港の建設を急いだと謝罪した後、席を立ち、周囲がとめるのも聞かず、反対派メンバーのところに歩み寄ると、その一人一人と笑顔でかたい握手をされたのであります。さらに、激しい闘争の先頭に立ってきた反対派長老の遺影に合掌され、

ねぎらいの言葉をかけられました。そのとき、会場からは一斉に拍手が沸き起こり、それまでの力

平成十二年四月二十五日 衆議院會議録第二十九号 故議員越智伊平君に対する追悼演説 港灣労働法の一部を改正する法律案 独立行政法人教員研修センター法案

の対決に終止符が打たれ、平和的話し合いによる解決への道が開かれたのであります。(拍手)

平成九年九月には、第二次橋本改造内閣に農林水産大臣として三度目の入閣を果たされました。私はその前の内閣で農林水産大臣の任にあり、我が国の農政が重要な局面を迎えていたときだけに、自他ともに心置きなく先生にバトンタッチをいたしました。しかし、先生はその直後に体調を崩され、わずか十六日間で辞任されましたことは、今思い返しても、返す返すも残念でなりません。

こうして越智伊平先生は、昭和四十七年の初当選以来、連続して十回当選され、在職期間は二十七年七月及び、平成十年九月には永年在職議員として栄誉ある表彰を受けられました。

先生は、生涯、郷土の発展のために心を砕き、骨身を惜しまず働かれました。社会資本の整備がおくられていた四国にとって本州との連絡橋の建設はまさに喫緊の課題であり、先生のライフワークとなりました。また、海に霧がかかると連絡船が出なくなる、買物もできなくなる、一日も早く橋の建設をという瀬戸内の島に住む人々の声もあり、先生は政治生命をかけて取り組まれたのであります。

そして、ようやく昨年の五月一日、来島海峡大橋が完成し、本州と四国をつなぐ第三のルート、今治と尾道をつ結ぶ瀬戸内しまなみ海道が開通し、先生は病を押して記念式典に参列され、その精魂込めた政治姿勢に皆感動を覚えたものであります。(拍手)

長年の悲願がかなった連絡橋は、行政、文化、経済などでの交流と発展が期待され、先生が愛された郷土の、まさに二十一世紀へのかけ橋となることは申すまでもなく、島に住む人々の暮らしの中で大いに貢献することでありましょう。

顧みれば、先生は実に多くの人々から慕われ、

信頼されました。それは、飾りのない朴訥としたお人柄と、常に粘り強く努力するひたむきさにありました。いつも物静かで仲間思い、にこにことした笑顔で思慮深く、慎重で実行力のあるそんな越智先生を私はこの上なく尊敬しておりました。私の人生においてあなたのような先輩を持ったことを私はいつまでも誇りにし、そのことを大切にしていきたいと思っております。

越智先生は、ただ一筋の人生を一貫した人柄で生き続けてこられました。今、先生を失い、初めて先生の存在がどんなに大きいものであったかを思い知らされております。かけがえのない先生の心の中に、きっといつまでも生き続けることでありましょう。

ここに、謹んで越智伊平先生の御生前の御功績をたたえ、お人柄をしのびつつ、重ねて心からの御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

日程第一 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、港灣労働法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長赤松広隆君。

港灣労働法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○赤松広隆君 ただいま議題となりました港灣労働法の一部を改正する法律案 独立行政法人教員研修センター法案

働法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の主な内容について申し上げます。本案は、最近における港灣労働をめぐる情勢に対応して、港灣運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港灣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、港灣労働者派遣事業の制度を創設して、港灣労働者の就労の機会を確保する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十九日に本委員会に付託され、二十日に牧野労働大臣より提案理由の説明を聴取し、二十一日に質疑を終了したところであります。

その主な質疑事項は、港灣労働者派遣制度導入による雇用秩序維持対策の必要性、港灣労働者雇用安定センターの労働者派遣業務の廃止に伴う同センターの派遣労働者の雇用確保の必要性、港灣労働者雇用安定センターにおける労働者派遣契約の締結についての二元的あっせん等の必要性などでありました。

同日討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 独立行政法人教員研修センター法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、独立行政法人教員研修センター法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長鈴木恒夫君。

独立行政法人教員研修センター法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○鈴木恒夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、独立行政法人教員研修センターを設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、独立行政法人教員研修センターは、校長、教員その他の学校関係職員に対する研修及び研修に関する指導、助言等を行うことを業務とする。

第二に、研修センターに承継させた権利義務のうち、その権利にかかわる土地建物等の価格に相当する額を、独立行政法人教員研修センターの当初の資本金とすること。

第三に、その役員の種類及び定数を定めることなどであります。

本案は、四月十七日本委員会に付託され、十九日中曽根文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長大口善徳君。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 ただいま議題となりました建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年、建設工事に伴い発生する廃棄物の量が増大し、廃棄物の最終処分場の逼迫及び廃棄物の不適正処理等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している状況にかんがみ、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置等を講ずることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ろうとするものであります。

その主な内容は、
第一に、一定規模以上の解体工事その他の建設工事においては、受注者は一定の技術基準に従

い、特定の建設資材について分別解体等を実施する義務を負うこととする。また、工事の着工に先立ち、発注者はその分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出ることとする。

第二に、分別解体等に伴って生じた特定の建設資材に係る廃棄物については、受注者は再資源化を実施する義務を負うこととする。ただし、再資源化が困難な場合には、縮減をもって足りることとする。

第三に、解体工事業者の登録制度を創設するとともに、解体工事業者に対して、技術管理者の選任及び解体工事の現場での標識の掲示等を義務づけることとする。

第四に、分別解体等及び再資源化等の円滑な実施を確保するため、必要な費用の適正な負担についての発注者の責務等を定めるとともに、主務大臣または都道府県知事は建設工事の発注者に対して再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができることとする。

であります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
十九日中山建設大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑を行い、同日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長金子一義君。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(金子一義君登壇)

○金子一義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

その概要は、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託義務を廃止するとともに、財政融資資金における資金調達について、国会の議決を経た金額の範囲内でいわゆる財投債の発行ができることとする等の措置を講ずるものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君
文部大臣 中曾根弘文君
労働大臣 牧野 隆守君
建設大臣 中山 正暉君

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

農産物検査法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十一日、森内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第九四号

平成十二年四月二十一日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

天皇皇后両陛下のオランダ国及びスウェーデン国御訪問の御日程について

標記について、本日(四月二十一日(金))の閣議において別紙のとおり報告されたので、通知いたします。

別紙

御日程の概要

月 日	曜日	御 日 程
五月二十日	土	東 京 御 究 ジュネーヴ 御着(スイス国お立ち寄り)
五月二十一日	日	同 地 御 滞
五月二十二日	月	同 地 御 滞
五月二十三日	火	同 地 御 滞
五月二十四日	水	同 地 御 滞 アムステルダム 御着(オランダ国)
五月二十五日	木	同 地 御 滞 アッペルドールン 御着
五月二十六日	金	同 地 御 滞 アムステルダム 御着
五月二十七日	土	同 地 御 滞 ヘルシンキ 御着(フィンランド国お立ち寄り)
五月二十八日	日	同 地 御 滞
五月二十九日	月	同 地 御 滞 ストックホルム 御着(スウェーデン国)
五月三十日	火	同 地 御 滞
五月三十一日	水	同 地 御 滞
六月一日	木	東 京 御 究

一、去る二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
教育公務員特例法等の一部を改正する法律
河川法の一部を改正する法律
民事法律扶助法

(応召議員)
一、今二十五日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

東 海

(議席変更)

一、昨二十四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一三〇 中山 義活君

一三一	奥田 建君
一三二	古川 元久君
一三三	安住 淳君
一三四	渡辺 周君
一三五	川内 博史君
一三六	原口 一博君
一三七	近藤 昭一君
一三八	中川 正春君
一三九	藤田 幸久君
一四〇	平野 博文君
一四一	生方 幸夫君
一四二	城島 正光君
一四三	島津 尚純君
一四四	中桐 伸五君
一四五	今田 保典君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

加藤 紘一君	山本 公一君
熊谷 市雄君	中野 正志君
古賀 誠君	鈴木 俊一君
渡辺 喜美君	佐藤 勉君
坂上 富男君	伊藤 英成君
西村 眞悟君	一川 保夫君
佐藤 勉君	山口 泰明君
鈴木 俊一君	古賀 誠君
中野 正志君	熊谷 市雄君
山口 泰明君	渡辺 喜美君
山本 公一君	加藤 紘一君

一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。
(理事補欠選任)
一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 伊藤 公介君(理事町村信孝君昨二十四日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

辞任

補欠

理事 西田 猛君

一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。
(理事補欠選任)
一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 伊藤 公介君(理事町村信孝君昨二十四日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

辞任

補欠

理事 西田 猛君

一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。
(理事補欠選任)
一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 伊藤 公介君(理事町村信孝君昨二十四日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

辞任

補欠

理事 西田 猛君

一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。
(理事補欠選任)
一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 伊藤 公介君(理事町村信孝君昨二十四日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

辞任

補欠

理事 西田 猛君

一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。
(理事補欠選任)
一、昨二十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 伊藤 公介君(理事町村信孝君昨二十四日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

辞任

補欠

理事 西田 猛君

外務委員

辞任

補欠

伊藤 英成君
一川 保夫君
坂上 富男君
西村 眞悟君

小川 元君
山中 燦子君
川内 博史君
坂口 力君
藤井 裕久君
武山百合子君
小川 元君
山中 燦子君
川内 博史君
坂口 力君
藤井 裕久君

河井 克行君
桜井 新君
下村 博文君
高市 早苗君
宮本 一三君
村井 仁君
仙谷 由人君
中川 正春君
谷口 隆義君
嘉数 知賢君
今井 宏君
木村 勉君
栗原 博久君
下村 博文君
河井 克行君
村井 仁君
高市 早苗君
宮本 一三君
田中 和徳君
石毛 鏡子君
洪谷 修君
嘉数 知賢君
栗原 博久君
下村 博文君
河井 克行君
村井 仁君
高市 早苗君
宮本 一三君
田中 和徳君
石毛 鏡子君
洪谷 修君

文教科員
辞任
岩下 栄一君
補欠
森 英介君

岩永 峯一君 倉成 正和君 山原健二郎君 松浪健四郎君 濱田 健一君 小林 多門君 田中 和徳君 森 英介君 春名 眞章君 三沢 淳君 深田 肇君 厚生委員 辭任 遠藤 利明君 大村 秀章君 宮島 大典君 遠藤 和良君 下地 幹郎君 竹本 直一君 宮腰 光寛君 樹屋 敬悟君 商工委員 辭任 小野 晋也君 粕谷 茂君 新藤 義孝君 西川 知雄君 飯島 忠義君 田村 憲久君 森 英介君 並木 正芳君 運輸委員 辭任 岩浅 嘉仁君 達増 拓也君 労働委員 辭任 大村 秀章君	小林 多門君 田中 和徳君 春名 眞章君 三沢 淳君 深田 肇君 岩永 峯一君 倉成 正和君 山下 栄一君 山原健二郎君 松浪健四郎君 濱田 健一君 補欠 宮腰 光寛君 下地 幹郎君 竹本 直一君 樹屋 敬悟君 大村 秀章君 宮島 大典君 遠藤 利明君 遠藤 和良君 補欠 飯島 忠義君 森 英介君 田村 憲久君 並木 正芳君 小野 晋也君 新藤 義孝君 粕谷 茂君 西川 知雄君 補欠 達増 拓也君 岩浅 嘉仁君 補欠 渡辺 博道君	村岡 兼造君 西川 知雄君 渡辺 博道君 新藤 義孝君 松田 仁君 並木 正芳君 建設委員 補欠 加藤 卓二君 岸田 文雄君 宮腰 光寛君 榊床 伸二君 前原 誠司君 上田 勇君 佐々木洋平君 飯島 忠義君 佐藤 勉君 林 幹雄君 玉置 一弥君 藤田 幸久君 石井 啓一君 菅原喜重郎君 辭任 佐藤 謙一郎君 奥田 建君 決算行政監視委員 辭任 三塚 博君 山本 幸三君 相沢 英之君 原田昇左右君 神田 厚君 辻 第一君 中林よし子君 保坂 展人君 木村 太郎君 栗原 博久君	村岡 兼造君 西川 知雄君 渡辺 博道君 新藤 義孝君 松田 仁君 並木 正芳君 飯島 忠義君 林 幹雄君 佐藤 勉君 藤田 幸久君 玉置 一弥君 石井 啓一君 菅原喜重郎君 加藤 卓二君 宮腰 光寛君 岸田 文雄君 前原 誠司君 榊床 伸二君 上田 勇君 佐々木洋平君 補欠 奥田 建君 佐藤 謙一郎君 補欠 栗原 博久君 松本 純君 松田 仁君 木村 太郎君 島 聡君 春名 眞章君 中路 雅弘君 菊地 董君	松田 仁君 松本 純君 島 聡君 中路 雅弘君 春名 眞章君 菊地 董君 議院運営委員 辭任 奥田 建君 島 聡君 山健健治郎君 家西 悟君 鍵田 節哉君 深田 肇君 補欠 家西 悟君 鍵田 節哉君 深田 肇君 奥田 建君 島 聡君 山健健治郎君	相沢 英之君 山本 幸三君 神田 厚君 中林よし子君 辻 第一君 保坂 展人君 補欠 家西 悟君 鍵田 節哉君 深田 肇君 奥田 建君 島 聡君 山健健治郎君	阪上 善秀君 桜田 義孝君 御法川英文君 菅 直人君 渋谷 修君 北側 一雄君 平田 米男君 平賀 高成君 不破 哲三君 井上 喜一君 小沢 一郎君 決算行政監視委員 辭任 保坂 展人君 補欠 村山 富市君	栗原 博久君 萩野 浩基君 中川 秀直君 原口 一博君 肥田美代子君 石田 勝之君 佐藤 茂樹君 志位 和夫君 春名 眞章君 加藤 六月君 鈴木 淑夫君 村山 富市君 亀井 静香君 木村 勉君 矢島 恒夫君 野田 通君 小林 多門君 補欠 田村 憲久君 園田 修光君 中川 昭一君 野中 広務君 阪上 善秀君 田中 和徳君 田村 憲久君	理 事 古堅 実吉君 (特別委員辭任及び補欠選任) 一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 辭任 園田 修光君 田村 憲久君 中川 昭一君 野中 広務君 阪上 善秀君 田中 和徳君 田村 憲久君 (議案受領) 一、去る二十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。 社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 漁港法の一部を改正する法律案
---	--	---	---	--	---	--	--	--

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案 (内閣提出第六号) 商工委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方分権推進法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九号) 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案 (山本孝史君外二名提出)

(議案通知)

一、去る二十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

農産物検査法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
河川法の一部を改正する法律案
民事法律扶助法案
(調査要求承認)

国政調査承認要求書

一、調査する事項
予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的
予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十二年四月二十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 島村 宜伸

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石井紘基君提出徳山ダム建設事業地域に棲息する大型猛禽類に関する質問に対する答弁書

平成十二年三月三日提出
質問 第一三三号

徳山ダム建設事業地域に棲息する大型猛禽類に関する質問主意書

提出者 石井 紘基

徳山ダム建設事業地域に棲息する大型猛禽類に関する質問主意書

昨年九月、水資源開発公団(以下、公団という)は、徳山ダム建設事業地域における大型猛禽類の調査データを、日本自然保護協会(以下、NACS-Jという)に渡し、公表に關しての助言を求めた。12月、NACS-Jは、調査結果についてのNACS-Jとしての見解を添付して公団に返却した。この添付文書によれば、徳山ダム建設事業地域には、少なくともイヌワシ5番・クマタカ17番の棲息が確認され、全国有数の大型猛禽

類の棲息地帯であること、公団は適切な調査を行っておらず、保護策を検討することもできない状況であることが明らかになった。NACS-Jは「一度全ての計画及びそのスケジュールを見直し、すべきだと指摘している。ところが、公団は、このNACS-Jの見解の公表と同じ日に即刻「専門家の意見でも、聞けないものもある」として、工事計画・スケジュールの見直しは一切しない旨を明らかにした。

1月5日、公団は、本体工事の入札公告を行い、3月中にも本体工事に入るとの態度を示している。

この問題への対策は緊急を要すると考えられる。

従って、次の事項について質問する。

一 昨年6月23日、当該地域でクマタカの営巣木近くで公団が工事を進めていたことが明らかになった際、環境庁は、流域住民グループに対して、「事業者は環境庁指針を守り、専門家の助言を得て工事を進めている」と聞いているので、状況を見守りたい旨を述べた。これは環境庁指針を守らず、専門家の助言に耳を貸さないことが明白になった時は、環境庁としても何らかの積極的な対応をするという趣旨と受け取れる。

今般、事業者は「専門家の助言」を拒否する旨を明確に明らかにした以上、環境庁としてはもはや看過できない、積極的に対応する段階に入ったと考える。環境庁としての見解を明らかにされたい。

二 イヌワシについて
イヌワシは、国の天然記念物であり、また「第一のトキ」といわれるほどに絶滅が危惧されている生物である。繁殖の保障が重要なものももちろん、今生きている個体の維持もまた無視できない。

1 公団による「徳山ダム ワシタカ類に関する資料」(以下、公開資料という)の一〇一

ページ、一〇三ページによれば、イヌワシDつがいは、まさに徳山ダム湖予定地そのものを行動圏としており、仮にダムができれば甚大かつ壊滅的な影響を受けることは必至である。これに対する保護策は現に存在せず、また専門家(NACS-J及び日本イヌワシ研究会のメンバー)によれば保護策を検討するだけの調査ができていない。

この段階で、「ダム計画・スケジュールは変更しない。本体工事を進める」ということは、少なくともDつがいについては公団は「死んでも仕方がない」という判断をなしたも同然であるが、これについて、環境庁の見解を明らかにされたい。

2 同じ資料によれば、Fつがいもその行動圏の一部がダム湖予定地にかかるが、公団としては、調査対象にもせずにその存在を無視して工事を進める姿勢であるが、このことを環境庁はいかに考えるか、明らかにされたい。

3 徳山ダム事業予定地域に關係するだけでも5つがいは若しくは6つがいのイヌワシが棲息している。この地域につながる岐阜県奥羽根地方及び滋賀県・福井県の県境付近は、他のイヌワシも棲息しており、これは日本で最も重要なイヌワシの棲息地帯であるといつても過言ではない。イヌワシを「第二のトキ」への運命から守るためには、この地域の環境を守るということが不可欠であると考える。「生物多様性条約」「生物多様性国家戦略」「種の保存法」に則って考えるならば、環境庁は積極的にこの地域のイヌワシの保護、環境保全に乗り出す義務を負っていると考えがいかがか。

クマタカについて
徳山ダム事業予定地は、クマタカは実に17つがいも確認されている日本でも有数のクマタカの棲息地である。クマタカは、その習性として、一旦居を定めた場所は移動しない。従ってこの地域の環境改変は、クマタカの繁殖及び生

存に影響を与えることは必至である。

1 公開資料一〇二ページを見れば、当該地域のクマタカの行動圏とダムによる自然改変が行われる地域はほぼ重なっており、徳山ダム建設が、この地域のクマタカ個体群すべてに甚大な影響を与えることは論をまたない。にもかかわらず、保護策を検討する調査資料も存在しないうちに、工事スケジュール・工事計画は変更されないとする公団の姿勢は、クマタカの保護・保全とは相容れないと考えるが、いかがか。

2 徳山ダム事業予定地でのクマタカの繁殖は、1996年が3、1997年が1、1998年と1999年は0である。この数字を見れば、この地域でのクマタカの繁殖が危機的な状況にあることは明らかである。この繁殖成功率の急激な悪化には、ダム関連工事が関係している可能性もあるとの指摘が専門家からなされている。これについて、環境庁は、いかがか。

四 環境庁は、「個々の事業に対応できない」と言い、一般論として「事業者は環境庁指針を守って調査している」というが、今回、環境庁指針が守られているとはいえない実態が明らかになった。守られているかどうかのチェックもできない状況では、到底、本来あるべき責任を果たすことはできない。

1 環境庁指針の遵守を実質的に担保する方向で、当該建設工事のみならず、全国の工事箇所での調査及び保護施策の状況を、早急に把握すべきであると考えが、いかがか。

2 環境庁の現体制では「個々の事業に対応できない」「指針を守っているかどうかチェックできない」「であれば、個々の事業への指導監督の権限を強め（事業者からの要請がなければ指導も助言もできないというのは環境庁としての存在がなきに等しい）、指針遵守のチェックができるよう、予算や人員の確保を

要求して、国会及び関係各省庁に積極的に働きかけるべきだと考えるが、いかがか。

3 現在、猛禽類保護とその他の調査は事業者が実施することになっているが、事業者は事業を推進することが第一であり、事業推進の足かせになるような調査及び保護策には消極的になるのは当然であろう。まして事業中止を事業者自身が考慮・決定するのは容易ではない。実際、公団が前述のように「見直しをしない」と強硬な姿勢をとる原因の一つは、公団自身がダム計画の変更をなす権限を持たないことにもある。いかに事業者が、調査を行い保護策を検討しても、保護策の実施に必要な権限を持たないのであれば、実効性ある対策をとり得ないのは当然である。

従って、生物環境に重大な影響をもたらすことが明らかになった事業については、環境庁の主導で事業計画を再検討する措置をとり得るような法的な保障を確立すべきだと考えるが、いかがか。環境庁の見解を明らかにしたい。

五 NACS-Jによる公開資料・添付文書は以下のように結論づけている。

「今回の徳山ダムにおける猛禽類調査は、地域の生息状況を把握したいいわゆる「スクリーニング調査」ができた段階であるのが現状と考えられ、解析に必要な十分な調査がなされたとはいえない状況にある。一度全ての計画及びそのスケジュールを見直し、自然保護と開発活動に関わる自然環境調査のあり方を議論すると共に、猛禽類の地域個体群としての環境保全に必要な措置とその根拠とは何かを再検討すべきといえる。当面、このことを実現させるのが環境庁の責務と考えるが、いかがか。見解を明らかにしたい。

六 徳山ダムは、環境アセスメント実施の対象事業になっていない。しかし、現に絶滅危惧種に對して甚大な影響を与える可能性が明らかに

なってきた以上、本体工事実施以前にアセス新法に則った環境アセスメントを実施すべきと考えるが、いかがか。

内閣衆質一四七第三号
平成十二年四月二十一日

衆議院議員 伊藤一朗 森 喜朗

衆議院議員石井紘基君提出徳山ダム建設事業地域に棲息する大型猛禽類に関する質問に対する答弁書

環境庁においては、平成八年八月、ダムの建設などの開発行為等に際して猛禽類の保護対策を進めていくための指針として、「猛禽類保護の進め方（以下、進め方）」を策定し、事業者が個々の事業ごとに進め方を参考として専門家の指導助言を仰ぎながら適切な調査及び保護対策を検討すべきであるとの基本的な考え方を示しているところである。徳山ダムの建設事業の事業者である水資源開発公団（以下「公団」という。）は、今後、「徳山ダム環境保全対策委員会（仮称）」を設立し、同委員会を中心に専門家の指導及び助言を得ながら、効果的な環境保全対策及び一層の調査研究を推進するとしており、当該事業の実施に当たっては、進め方の考え方に沿って、専門家の指導及び助言を得ながら、希少な猛禽類の保護への配慮がなされていくものと考えている。

二の1について
平成十一年十二月に公団が公開した「徳山ダムワシタカ類に関する資料」によれば、御指摘のイヌワシDつがいの行動圏には、徳山ダムの建設事業に係るダム湖、湛水域、道路等として地形が改変される区域が含まれており、当該事業によりイヌワシDつがいの生息に影響が及ぶ可能性があると考えられるため、公団においてイヌワシDつがいの生息環境についての適切な保全対策を講じる必要があると考えている。

二の2について
御指摘のイヌワシDつがいのについては、公団において平成十一年十一月からその行動圏に関する補足調査を実施しており、同調査の結果を踏まえて、必要に応じ、イヌワシDつがいの生息環境についての保全対策が講じられるものと考えている。

二の3について
個々の開発行為に伴うイヌワシ等の希少な猛禽類の保護対策は、進め方で示しているように、各事業者が主体となって実施することが基本になると考えている。

環境庁においては、イヌワシ等の希少な猛禽類の分布や生息に関する科学的な知見の充実に努めるとともに、御質問の地域を含め猛禽類の保護対策上必要と判断される場合は、事業者に対し助言等を行ってまいりたい。

三の1について
「徳山ダムワシタカ類に関する資料」の百二ページは、徳山ダムの建設事業により自然が改変される区域を中心に選定した観察地点において観察されたすべてのクマタカの飛翔記録等を図示したものであるが、飛翔記録があることのみをもって、御指摘のようにこの地域のすべてのクマタカの行動圏と徳山ダムの建設事業により自然が改変される区域がほぼ重なるかと判断するのは適切ではなく、飛翔記録の頻度や営巣等の状況を踏まえれば、徳山ダムの建設事業がこの地域に生息するクマタカ個体群すべてに甚大な影響を与えるものとは考えられない。

公団は、これまでも現地の状況に応じて付替道路工事においてトンネル区間を増やすなど道

路線形を変更したほか、平成十一年五月に工事現場の近くでクマタカの営巣木が確認された際には、工事を一時中断し、周辺の調査を行う等の対応を行ってきており、徳山ダムの建設事業に關し、環境保全対策に万全を期して工事を実施しているところである。また、一について述べたとおり、公団において今後更に必要な調査研究及び環境保全対策の検討が進められるものと承知している。

三の二について

御指摘のダム関連工事と工事予定地周辺におけるクマタカの繁殖の成否との關係については、環境庁において十分な知見を有しておらず、その因果關係は明らかではない。

四の二について

進め方は、猛禽類の生息地周辺において各種開発行為等が実施される際に各事業者が猛禽類の保護対策を進めていくための指針として策定されたものであり、各事業者が進め方の考え方に基き、適切な調査及び保護対策を講ずることが重要であると考えている。環境庁においては、進め方の考え方が適切に反映されるよう、必要に応じ、各事業者が行う保護対策等に関する情報の収集に努めてまいりたい。

四の三について

環境庁においては、猛禽類の保護対策は重要な課題と認識しており、各種開発行為等と猛禽類の保護との適切な調整を図る上で必要となる科学的知見の充実を図るため、平成九年度から五年間の計画で、通商産業省、建設省等の関係省庁と共に、所要の予算を確保しつつ、全国のイヌワシ及びクマタカの分布を明らかにするとともにその行動や生息環境などの生態を把握するための調査を進めているところである。今後とも、猛禽類の保護対策を進めていく上で必要な科学的知見の充実を努めてまいりたい。

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二十

条においては、「事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することとし、国はこれを推進するために必要な措置を講ずる旨が規定されている。生物環境の保全についても、事業者がそれぞれの事業の特性に応じた適切な配慮を行うべきものと考えており、環境庁においては、猛禽類等の野生動物植物の保護の観点から、必要に応じ、各事業者に対する助言又は指導を行ってまいりたい。

五について

猛禽類の保護に当たっては、専門家の意見を踏まえて、イヌワシ、クマタカ等の各つがいごと、行動圏及び行動圏内部における営巣、採餌等の環境利用の状況を明らかにし、それぞれの生息環境としての機能に応じて、適切な環境保全対策を講じていくことが重要と考えている。

公団は、「徳山ダム環境保全対策委員会(仮称)」を設立し、同委員会を中心に専門家の指導及び助言を得ながら、効果的な環境保全対策及び一層の調査研究を推進するとしており、猛禽類の生息環境の保全について適切な対応が図られていくものと考えている。

六について

徳山ダムの建設事業については、昭和五十一年九月二十八日、公団が水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第二十条に基づき事業実施計画の認可を受けていることから、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)附則第三条第一項第一号の規定により環境影響評価の適用を除外されている。

一方で、公団は、平成八年五月から平成十年九月までの間において「徳山ダムワシタカ類研究会」等の専門家の指導を得ながら猛禽類調査

を実施し、平成十一年十二月、イヌワシ及びクマタカの行動圏等について「徳山ダムワシタカ類に関する資料」として公開するとともに、平成十二年二月、徳山ダムの建設事業によるイヌワシ及びクマタカの生息環境への影響について「徳山ダム周辺の希少猛禽類とその保全」として公表するなど、環境の保全について適切な配慮を行うための措置の実施に努めてきている。

さらに、公団は、「徳山ダム環境保全対策委員会(仮称)」を設立し、同委員会を中心に専門家の指導及び助言を得ながら、効果的な環境保全対策及び一層の調査研究を推進するとしており、生物環境の保全について適切な対応が図られていくものと考えている。

港灣労働法の一部を改正する法律

港灣労働法(昭和六十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中 第四章 港灣労働者雇用安定センター(第十二条 第二十五条)を 第五章 港灣労働者雇用安定センター(第十二条 第二十五条)に改める。

派遣事業(第十二条 第二十七条)雇用安定センター(第二十八号 第四十二号)に改める。

第二条に次の一号を加える。

五 港灣労働者派遣事業 事業主が港灣運送の業務について行う特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下「労働者派遣法」という。)(第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう)をいう。

第三条第二項に次の一号を加える。

四 港灣労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

第三十二条中「前三条を」と、第四十八条から前条までに改め、同条を第五十一条とする。

(答弁通知書受領)

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員大森君提出上瀬谷基地問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年五月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

港灣労働法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十二年二月二十二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十一条に次の二号を加える。

五 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十五条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十一条を第五十一条とする。

第三十条中「第二十三条を」第三十九条に、「二十万円を」五十万円に改め、同条を第五十条とする。

第二十九条中「第十条第一項の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に、「十万円を」三十万円に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条第一項又は第四十四条第二項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定に違反して第十二条第二項第四号に掲げる事項を変更した者

三 偽りその他不正の行為により第十八条第一項の許可を受けた者

第二十九条を第四十九条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により第十二条第一項の許可又は第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

二 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十二條の規定に違反した者

第六章を第七章とする。

第五十章中「二十八条を」第四十七条とする。

第二十七條中「又は第二号を」若しくは第二号又は第十三条第一号に改め、同条を第四十

六条とする。

第二十六条の見出し中「労働者派遣を」港労働者派遣事業に改め、同条中「第十二条第一項」を「第二十八条第一項」に、「港労働者雇用安定センターに対し、労働者の派遣を求めなければならない」を「港労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該港労働者派遣事業を営んでいるすべての港労働者派遣事業主に対し労働者の派遣を求め、又は港労働者雇用安定センターに対し労働者派遣契約の締結についてのおつせんを求めたにもかかわらず当該港労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けられない場合は、この限りでない。

第二十六条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公共職業安定所長に対する申告)
第四十四条 港労働者は、事業主が第三章(これに基づく命令を含む)又は前条の規定に違反する事実がある場合においては、その事実を公共職業安定所長に申告することができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、港労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び検査)
第四十五条 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、労働者合で定めるところにより、事業主に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五章を第六章とする。

第二十五条を第四十一条とし、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)
第四十二条 労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第二十四条第一項各号列記以外の部分中「第十二条第一項を」第二十八条第一項に、「第十四条を」第三十条に改め、同項第一号中「第十四条を」第三十条に改め、同項第四号中「第十三条第一項を」第二十九条第一項に改め、同項第五号中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条第二項中「第十四条を」第三十条に改め、同条を第四十条とする。

第二十三条中「第十四条を」第三十条に改め、同条を第三十九条とする。

第二十一条第一項中「第十四条を」第三十条に改め、同条を第三十八条とする。

第二十一条第二項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十条に改め、同条を第三十二条に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第三項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第四項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第五項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第六項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第七項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第八項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第九項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第十項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第十一項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第十二項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二十一条第十三項中「第十七条第一項を」第三十二条第一項に、「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條に改め、同条を第三十三條とする。

第二項第三号を「第二十八条第二項第三号」に改め、同条を第三十七條とする。

第二十条を削る。

第十九条第三項を削り、同条第四項中「提出しなければならない」を「提出し、その承認を受けなければならない」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(交付金)
第三十五条 国は、予算の範囲内において、港労働者雇用安定センターに対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)
第三十六条 この章に定めるもののほか、港労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における港労働者雇用安定センターの財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第十八条中「労働者派遣業務に係る経理と」を「事業主支援業務に係る経理、雇用福祉事業関係業務に係る経理及び」に、「経理とを」を「経理をそれぞれ」に改め、同条を第三十三條とする。

第十七条の見出しを「業務規程の認可」に改め、同条第一項中「労働者派遣業務に關する規程」を「第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務(以下「事業主支援業務」という)又は雇用福祉事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に關する規程」に、「この章において「労働者派遣規程」を「業務規程」に改め、同条第二項中「労働者派遣規程」には、労働者派遣業務の実施方法、労働者派遣に關する料金」を「業務規程」には、事業主支援業務及び雇用福祉事業関係業務の実施方法」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「労働者派遣規程を」業務規程に、「労働者派遣業務を」事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務に改め、同条を第三十二條

とする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十四条中「第十二条第一項」を「第二十八条第一項に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 港灣労働者に対する訓練を行うこと。

第十四条第三号から第五号までを次のように改める。

三 港灣労働者派遣事業その他の港灣運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 港灣労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつせんを行うこと。

五次条第一項に規定する業務を行うこと。

第十四条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(港灣労働者雇用安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施)

第三十一条 労働大臣は、港灣労働者雇用安定センターを指定したときは、港灣労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 港灣労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進に関する調査研究を行うこと。

二 港灣労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 港灣労働者派遣事業の派遣労働者に対して、港灣労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。

四 雇用管理者及び就替え後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者港灣派遣元事業主が選任したものに限り、()に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、港灣労働者派

遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 港灣労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならぬ。港灣労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の規定により港灣労働者雇用安定センターに行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

第十三条を第二十九条とする。

第十二条第一項中「第十四条」を「第三十条に改め、同条第二項第二号中「第二十四条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同項第三号イ中「若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下この章において「労働者派遣法」という。)」を削り、同条を第二十八条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 港灣労働者派遣事業 (港灣労働者派遣事業の許可)

第十二条 港灣労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員(の氏名及び住所)

三 当該港灣労働者派遣事業の事業所の名称及び所在地

四 港灣()との派遣事業対象業務(労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。))により当該港灣労働者派遣事業の派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。))に従事させる港灣運送の業務をいう。以下同じ。の種類

五 港灣()との当該事業主が営んでいる港灣運送事業(港灣運送の業務を行う事業をいう。以下同じ。))の種類

六 第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法(以下「就替え後の労働者派遣法」という。第三十八号の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、当該港灣労働者派遣事業の事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、労働省令で定めるところにより、当該港灣労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業(労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業をいう。以下同じ。))の日数その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

(許可の欠格事由)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは就替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの、港灣運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定

を除く。)により、若しくは刑法明治四十年法律第四十五号)第二百四号、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百三十二

条若しくは第二百四十七号の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十七号若しくは第九十一号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十八号若しくは第七十号、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一号前段若しくは第五十四号第一項(同法第五十一号前段に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和十九年法律第五十五号)第二百一十号第一項、第四百四号(同法第二百一十号に係る部分に限る。)、第八十二号第一項若しくは第二項若しくは第八十四号(同法第八十二号第一項若しくは第二項に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六号前段若しくは第四十八号第一項(同法第四十六号前段に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第六十六号)第八十三号若しくは第八十六号(同法第八十三号に係る部分に限る。))の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四 第二十一条第一項第一号を除く。の規定により港灣労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

五 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号

のいずれかに該当するもの

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
(許可の基準等)

第十四条 労働大臣は、第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、当該港労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類の港労働者の業務を行う港労働者派遣事業を営んでいるものとして労働省令で定めるものに該当すること。
二 当該港労働者派遣事業の計画の内容が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該港労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が、派遣労働者の賃金その他の港労働者派遣事業に要する経費の水準等を勘案して港労働者に労働大臣が定める基準に適合していること。

ロ 当該港労働者派遣事業の派遣労働者が派遣就業をする日数が、港労働者の雇用の安定その他の港労働者の福祉の増進を図る観点から、港労働者が港労働者の業務に従事する日数(港労働者派遣事業の派遣労働者として派遣就業をする日数を除く)を勘案して港労働者に労働大臣が定める日数を超えないこと。

三 申請者が、当該港労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

四 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものの他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう)を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

五 前三号に掲げるもののほか、申請者が、当該港労働者派遣事業を的確に遂行するに足

る能力を有するものであること。

2 労働大臣は、第十二条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可証)
第十五条 労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)
第十六条 第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)
第十七条 第十二条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)については、この項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間(当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る港労働者派遣事業を行おうとする事業主は、労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第十二条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第十二条第二項から第四項まで、第十三条(第四号を除く)及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(派遣事業対象業務の種類の変更等)
第十八条 第十二条第一項の許可を受けた事業主(以下「港労働者派遣事業主」という)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が港労働者派遣事業(港労働者の派遣事業)の種類のうち二以上のものについて同条第一項の許可を受けているものに限り、当該種類のうち一部のものに係る港労働者派遣事業の廃止に伴う変更のみであるときは、この限りでない。

2 第十二条第二項から第四項まで、第十三条(第四号を除く)及び第十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3 港労働者派遣事業主は、第一項ただし書に規定する場合においてその変更をしたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 港労働者派遣事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(氏名等の変更等)
第十九条 港労働者派遣事業主は、第十二条第二項各号(第四号を除く)に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、港労働者派遣事業

業主で同条第一項の許可を二以上の事業所に

いて受けているものが、当該許可に係る一の事業所に係る同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止)
第二十条 港労働者派遣事業主は、当該港労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十二条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)
第二十一条 労働大臣は、港労働者派遣事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十三条各号(第四号を除く)のいずれかに該当しているとき。

二 第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 この法律、読替後の労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く)若しくは職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

はならない。

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港灣派遣元事業主が行う港灣労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四十一条第一号(同号に規定する港灣運送の業務に係る部分に限る。)、第二章第二節、第二十三条第三項、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び

第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港灣派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条第三項	第一項各号	第一項第一号(同号に規定する港灣運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号
第二十五条	この法律	この法律(第四十八条第一項第一号(同号に規定する港灣運送の業務に係る部分を除く。)、前節、第二十三条第三項、次条第三項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定(以下「業務の範囲等」という。))を除く。
第二十六条第一項第一号	業務の内容	港灣労働法第二十一条第二号に規定する港灣運送の業務の種類及び内容
第二十六条第四項	第五十一条第一項の許可を受け、又は第五十一条第二項の規定により届出書を提出している旨	港灣労働法第十二条第一項の許可を受けている旨
第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条まで	この法律	この法律(業務の範囲等に関する規定を除く。)
第三十六条	第六十一条第一号から第四号まで	港灣労働法第十三条第一号から第四号まで
第三十六条第五号	当該派遣先	当該派遣先及び港灣労働法第二十八条第三項に規定する港灣労働者雇用安定センター(第四十一条第四号において「港灣労働者雇用安定センター」という。)
第四十一条第一号イ	この法律	この法律(業務の範囲等に関する規定を除く。)(港灣労働法(第四章(第二十三条を除く。))の規定に限る。)
第四十一条第四号	当該派遣元事業主	当該派遣元事業主及び港灣労働者雇用安定センター
第四十八条第一項	この法律(前章第四節九条の三第一項、第五十條及び第五十一條第一項において同じ。)	この法律(業務の範囲等に関する規定及び前章第四節の規定を除く。)(又は港灣労働法(第四章(第二十三条を除く。))の規定に限る。)

第四十九条の三第一項 この法律又はこれに基づく命令の規定

第五十条及び第五十一条 この法律

この法律(業務の範囲等に関する規定及び前章第四節の規定を除く。)(若しくは港灣労働法(第四章(第二十三条を除く。))の規定に限る。)(又はこれらに基づく命令の規定)

この法律(業務の範囲等に関する規定及び前章第四節の規定を除く。)(又は港灣労働法(第四章(第二十三条を除く。))の規定に限る。)

(労働者派遣契約の内容等の特例)

第二十四条 港灣派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めらるべき事項のうち同項第一号に規定する港灣運送の業務の種類については、港灣(当該港灣派遣元事業主が締結する同項に規定する労働者派遣契約(以下単に「労働者派遣契約」という。))に基づき派遣就業が行われることとなる港灣をいう。において自己が営んでいる港灣運送事業に係る港灣運送の業務と異なる種類の港灣運送の業務の定めをしてはならない。

2 港灣派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めらるべき事項のうち同項第二号に規定する派遣就業の場所については、自己が港灣運送事業(当該港灣派遣元事業主が締結する労働者派遣契約に基づき派遣労働者が従事することとなる港灣運送の業務と同一の種類の港灣運送の業務を行う港灣運送事業をいう。)を営んでいる港灣以外の港灣の定めをしてはならない。

(港灣労働者派遣事業に係る労働者派遣の実施方法)

第二十五条 港灣派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第一号に規定する港灣運送の業務の種類と労働者派遣の対象として主とする労働者が派遣就業をしないときに主として従事している港灣運送の業務(第三項において「主たる業務」という。))の種類が異なるときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

2 前項の場合において、労働者派遣の対象として主とする労働者が派遣就業をしないときにその港灣運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、労働大臣が定める。

3 港灣派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業の場所が労働者派遣の対象として主とする労働者の主たる業務が行われている港灣の区域内にないときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

4 港灣派遣元事業主が行う港灣労働者派遣事業に係る労働者派遣は、第九條第二項の規定により港灣労働者証の交付を受けた労働者であつて、港灣運送の業務に労働大臣が定める期間以上従事した経験を有するもの又は港灣運送の業務に関する専門的な知識若しくは技能に關し労働大臣が定める資格を有するものを派遣することにより行わなければならない。

(権限の委任)

第二十六条 この章(第二十三条を除く。))の規定に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(船員に対する適用除外)

第二十七条 この章の規定は、船員職業安定法第六條第一項に規定する船員については、適用しない。

附則第十條中「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削る。

附則第十三條から第十五條までを削り、第十六條を第十三條とし、第十七條を第十四條とする。

附則第十八條から第二十四條までを削り、第二十五條を第十五條とし、第二十六條を第十六條とする。

附則第二十七條を削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(港灣労働者雇用安定センターに関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の港灣労働法(以下「旧法」という。)第十二條第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧港灣労働者雇用安定センター」という。)は、この法律による改正後の港灣労働法(以下「新法」という。)第二十八條第一項の指定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の日前に旧法第十二條第三項又は第五項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第二十八條第三項又は第五項の規定によりされた公示とみなす。

3 この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧港灣労働者雇用安定センターに対して行い、又は旧港灣労働者雇用安定センターが行った処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によって、新法第二十八條第三項に規定する港灣労働者雇用安定センター(以下「新港灣労働者雇用安定センター」という。)に対して行い、又は新港灣労働者雇用安定センターが行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧港灣労働者雇用安定センターの役員である者がこの法律の施行の日前にした旧法第二十一條第二項に該当する行為は、新法第三十七條第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(職業安定法の一部改正)

第五條 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の二中「労働者派遣法」の下に「及び港灣労働法」を加える。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第六條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第七百二十三條のうち港灣労働法本則の改正規定中「改める」を、「中央職業安定審議会の」を「労働政策審議会の」に改める。

(労働者派遣法の一部改正)

第七條 労働者派遣法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 港灣労働法に基づいて、港灣労働者派遣事業に許可を与えること。

理 由

最近における港灣労働をめぐる情勢に対応して、港灣運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港灣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、港灣労働者派遣事業の制度を創設し

て港灣労働者の就労の機会を確保する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本案は、最近における港灣労働をめぐる情勢に対応して、港灣運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港灣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、港灣労働者派遣事業の制度を創設して港灣労働者の就労の機会を確保する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 港灣労働者雇用安定センターが行う業務として、港灣労働者派遣事業に係る情報の収集提供及び労働者派遣契約の締結についてのあっせんの業務、派遣労働者の苦情処理等の相談援助の業務等を追加するとともに、同センターで実施している港灣運送業務に係る労働者派遣の業務を廃止するものとする。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

最近における港灣労働をめぐる情勢に対応して、港灣運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港灣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、港灣労働者派遣事業の制度を創設して港灣労働者の就労の機会を確保する等の措置を講じようとするものは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度労働保険特別会計雇用勘定に港灣労働者派遣事業等交付金として一億四千八百六十五万八千円が計上されている。

平成十二年四月二十一日

衆議院議長 伊藤 一郎 閣下

労働委員長 赤松 広隆

(別紙) 港灣労働法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 港灣労働者派遣制度の適正な運営を図るため、港灣運送事業者が労働者派遣を求める場合には港灣労働者雇用安定センターにあっせんを求めることとするよう指導するとともに、同センターの運営については関係労使の意見が十分に反映されたものとなるよう指導すること。

二 港灣運送事業者が企業常用労働者以外の労働者を使用しないよう指導すること。

三 本法施行後の実績、港灣運送事業の規制緩和の実施状況等を勘案し、本法の適用港灣の拡大に努めること。

四 港灣労働者派遣制度の導入及び日曜荷役・夜間荷役の推進に伴い、労働時間が増大しないよう雇用の適正化を図るとともに、港灣運送事業者が協力して労働安全衛生対策を講じるなど、労働環境の整備に努めること。

五 港務労働者雇用安定センターの労働者派遣業務の廃止に伴い、同センターが雇用する派遣労働者の雇用の確保に努めること。

六 ILO第百三十七号条約(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約)及び第百五十二号条約(港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約)について、港湾における荷役作業の実態等を踏まえ、その批准について検討を行うこと。

独立行政法人教員研修センター法案

右
国会に提出する。

平成十二年三月十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

独立行政法人教員研修センター法

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 役員及び職員(第六条―第九条)
- 第三章 業務等(第十条―第十一条)
- 第四章 雑則(第十二条)
- 第五章 罰則(第十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人教員研修センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることと目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人教員研修センターとする。

第三条 独立行政法人教員研修センター(以下「センター」という。)は、校長、教員その他の学校

教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。

(事務所)

第四条 センターは、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第五条 センターの資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の地位)

第九条 センターの役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。

二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)
第二条 センターの成立の際現に文部科学省の部局で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとする。

第三条 前条の規定によりセンターの職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により文部科学省の職員がセンターの職員となる場合には、その者に對しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当

法第二條第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 センターの成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二條の規定により引き続いてセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者がセンターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 センターの成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二條の規定により引き続いてセンターの職員となった者のうちセンターの成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間にセンターを退職したものであって、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたらば国家公務員退職手当法第十條の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五條 附則第二條の規定によりセンターの職員となつた者であつて、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、センターの成立

の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、センターの成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六條 センターの成立の際現に存する国家公務員法第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二條の規定によりセンターに引き継がれる者であるものは、センターの成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二條ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)
第七條 センターの成立の際、第十條に規定する

業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時に於いてセンターが承継する。

2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)
第八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

中央省庁等改革の一環として、独立行政法人教員研修センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人教員研修センター法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人教員研修センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 センターの目的

独立行政法人教員研修センター(以下「センター」という。)は、校長、教員その他の学校

教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 役員

センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととする。ことに、役員として、理事一人を置くことができ、理事長の任期は四年、理事及び監事の任期は二年とすること。

3 業務の範囲

センターは、1の目的を達成するため、学校教育関係職員に対する研修を行うこと、学校教育関係職員に対する研修に關し指導、助言等を行うこと及びこれらに附帯する業務を行うこととする。

4 主務大臣等

センターに係る独立行政法人通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

5 施行日等

(一) この法律は、平成十三年一月六日から施行するものとする。

(二) センターの成立の際現に文部科学省の部局で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を發せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとする等所要の経過措置を規定すること。

(三) センターの成立の際、センターの業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時においてセンターが承継するとともに、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに出資されたものとする。

- 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施に関する指針)

第四条 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(建設業を営む者の責務)

第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材

を含む。次条及び第四十一条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。

(発注者の責務)

第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、建築物等の解体工事に関し必要な情報の収集、整理及び活用、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

3 国は、建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章 分別解体等の実施

(分別解体等実施義務)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

4 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して前項の基準によつては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないとき、当該区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者

は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第十二条 対象建設工事(他の者から請け負った

ものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に對し、少なくとも第十條第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に對し、当該対象建設工事について第十條第一項の規定により届け出られた事項(同条第二項の規定による変更の届出があつた場合には、その変更後のもの)を告げなければならない。

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第十三條 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。次項において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九條第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(助言又は勧告)

第十四條 都道府県知事は、対象建設工事受注者

又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四條第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に對し、分別解体等の実施に關し必要な助言又は勧告をすることができ

(命令)

第十五條 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第四條第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に對し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 再資源化等の実施

(再資源化等実施義務)

第十六條 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴つて生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの

(以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。)に該當する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に關する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所等工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることは相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて削減をすれば足

りる。

第十七條 都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴つて生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に關する基準に代えて適用すべき距離に關する基準を定めることができる。

(発注者への報告等)

第十八條 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に關する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかつたと認めるときは、都道府県知事に對し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(助言又は勧告)

第十九條 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四條第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者に對し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に關し必要な助言又は勧告をすることができ

(命令)

第二十條 都道府県知事は、対象建設工事受注者

が正当な理由がなく特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第四條第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者に對し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができ

第五章 解体工事業
(解体工事業者の登録)

第二十一條 解体工事業を営もうとする者(建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三條第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に對する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「解体工事業者の登録」という。)を受けた者

が、第一項に規定する許可を受けたときは、その登録は、その効力を失う。

(登録の申請)

第二十二條 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第三十一條に規定する者の氏名

2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十三條 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四條 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十五條第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

二 解体工事業者で法人であるものが第三十五條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの処分があった日から二年を経過しないもの

三 第三十五條第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 解体工事業者に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第三十一條に規定する者を選任していない者

各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第二十五條 解体工事業者は、第二十二條第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受け、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十二條第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(解体工事業者登録簿の閲覧)

第二十六條 都道府県知事は、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十七條 解体工事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合においては、当該廃止した解体工事業者に係る解体工事業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業者を廃止した場合 解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員

2 解体工事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、解体工事業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十八條 都道府県知事は、第二十一條第二項若しくは第五項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第三十五條第一項の規定により登録を取り消したときは、当該解体工事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等の場合における解体工事の措置)

第二十九條 解体工事業者について、第二十一條第二項若しくは第二十七條第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五條第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該解体工事業者であった者又はその一般承継人は、登録がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る解体工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、登録がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、遅滞なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該解体工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定により解体工事を施工する解体工事業者であった者又はその一般承継人は、当該解体工事を完成する目的の範囲内においては、解体工事業者とみなす。

4 解体工事の注文者は、第一項の規定により通

知を受けた日又は同項に規定する登録がその効力を失ったこと、若しくは処分があったことを知った日から三十日以内に限り、その解体工事の請負契約を解除することができる。

(解体工事の施工技術の確保)

第三十条 解体工事業業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければならない。

2 主務大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(技術管理者の設置)

第三十一条 解体工事業業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの(以下「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

第三十二条 解体工事業業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該解体工事に従事しない場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第三十三条 解体工事業業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十四条 解体工事業業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、

その営業に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、解体工事業業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により解体工事業業者の登録を受けたとき。

二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。

三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、解体工事業業者登録簿の様式その他解体工事業業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(報告及び検査)

第三十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業業者を営む者に対して、特に必要があるとき、必要な報告をさせ、又はその職員の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係る場所にある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(分別解体等及び再資源化等に要する費用の請負代金の額への反映)

第三十八条 国は、特定建設資材に係る資源の有効利用及び特定建設資材廃棄物の減量を図るためには、対象建設工事の発注者が分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担することが重要であることにかんがみ、当該費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第三十九条 対象建設工事の元請業者は、各下請負人が自ら施工する建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化等を適切に行うよう、当該対象建設工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(再資源化をするための施設の整備)

第四十条 国及び地方公共団体は、対象建設工事受注者による特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑かつ適正な実施を確保するためには、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な配置を図ることが重要であることにかんがみ、当該施設の整備を促進するために必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用の協力要請)

第四十一条 主務大臣又は都道府県知事は、対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑な実施を確保するため、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用を促進することが特に必要であると認めるときは、主務大臣にあっては関係行政機関の長に対し、都道府県知事にあっては新築工事等に係る対象建設工事の発注者(国を除く。)に対し、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収)

第四十二条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

2 都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職

員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第四十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項 建設大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び環境庁長官

二 第三十条第二項の規定による措置及び第四十一条の規定による協力の要請に関する事項 建設大臣

2 この法律における主務省令は、建設大臣及び厚生大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項、第二十二條第二項、第三十一条、第三十三條、第三十四条、第三十六條並びに次条の主務省令については、建設大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第四十五条 第四十一条の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)
第四十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して登録を受けずに解体工事業を営んだ者

二 不正の手段によって第二十一条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第三十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して解体工事業を営んだ者

第四十九条 第十五条又は第二十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第三項の規定による命令に違反した者

二 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十九条第一項後段の規定による通知をしなかった者

三 第三十一条の規定に違反して技術管理者を選任しなかった者

四 第三十七条第一項又は第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

二 第二十七条第一項の規定による届出を怠った者

三 第三十三条の規定による標識を掲げない者

四 第三十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章、第四十八条、第五十条第二号、第五十一条第二号、第三号、第四号、第五号並びに第五十三條第二号から第四号までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三章、第四章、第三十八条から第四十三条まで、第四十九条、第五十条第一号、第五十一条第一号、第四号(第四十二条に係る部分に限る。)、及び第六号並びに第五十三條第一号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第五条の規定 公布の日

(対象建設工事に関する経過措置)
第二条 第三章、第四章及び第三十八条から第四十三条までの規定は、これらの規定の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこれらの規定の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。

(解体工事業に係る経過措置)

第三条 第五章の規定の施行の際現に解体工事業を営んでいる者(第二十一条第一項に規定する許可を受けている者を除く。)は、同章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、当該処分の日又は当該許可

可を受けた日までの間は、同項の登録を受けないでも、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き解体工事業を営むことができる場合においては、その者を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた解体工事業者とみなして、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項並びに第三十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十九条第一項中「第二十一条第二項若しくは第二十七条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消されたときは」とあるのは、「この章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)が経過したときは」と、「登録がその効力を失う前」とあるのは「当該期間が経過する前」と、「登録がその効力を失った後」とあるのは「当該期間が経過した後」とする。

(検討)
第四条 政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一

年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十条の次に次の一条を加える。
(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)
第三十条の二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第

号)の一部を次のように改正する。
第四十四条第一項第一号中「建設大臣、厚生大臣」を「国土交通大臣、環境大臣」に、「通商産業大臣、運輸大臣及び環境庁長官」を「及び経済産業大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「厚生大臣」を「環境大臣」に改める。

(建設省設置法の一部改正)
第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第三号の二中「及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」を、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第

号)」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)
第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十二条第二十八号中「及び特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)」を、「特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第

号)」に改め

る。

第六条中第二十七号の六を第二十七号の七とし、第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四の次に次の一号を加える。
二十七号の五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の定めるところにより、基本方針を定めること。

(運輸省設置法の一部改正)
第八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。
第三条の二第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第 号)の施行に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)
第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四十七条第七号の次に次の一号を加える。
七十五の二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第

号)の施行に関すること。
(環境庁設置法の一部改正)
第十条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第四十条第五号の六を第五号の七とし、第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第 号)による基本方針の策定、変更及び公表に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

理由

廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、特定の建設資材廃棄物について、主務大臣の定める基本方針等並びに分別解体等及び再資源化等の実施に関する事項等を定めるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、建設工事に伴い発生する廃棄物の量が増大し、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与しようとするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一定規模以上の解体工事その他の建設工事においては、受注者は一定の技術基準に従い、特定の建設資材について分別解体等を実施する義務を負うこととする。また、工事の着工に先立ち、発注者はその分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出ることとする。

2 分別解体等に伴って生じた特定の建設資材に係る廃棄物については、受注者は再資源化

を実施する義務を負うこととする。ただし、再資源化が困難な場合には、縮減をもって足りることとする。

3 解体工事業者の登録制度を創設するとともに、解体工事業者に対して、技術管理者の選任及び解体工事の現場での標識の掲示等を義務付けることとする。

4 分別解体等及び再資源化等の円滑な実施を確保するため、必要な費用の適正な負担についての発注者の責務等を定めるとともに、主務大臣又は都道府県知事は建設工事の発注者に対して再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができるとすること。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、解体工事業者に関する規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、分別解体等及び再資源化等に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための措置として、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年四月二十一日

建設委員長 大口 善徳

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 本国会に提出されている「循環型社会形成推進基本法案」及びその他の個別の廃棄物・リサイクル関係法案との連携に配慮し、本法の所期の目的が十全に達成されるよう努めること。

二 基本方針を策定するに当たっては、公共工事の発注者、建設業者、学識経験者等を含めた広範な関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、再資源化等に関する目標は可能な限り具体的に設定するよう努めること。

三 建設廃棄物の発生を抑制するため、設計・建築段階における発生抑制の必要性を広く周知するとともに、これらに向けた技術開発等必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。

四 分別解体等の施工方法に関する基準の策定に当たっては、解体工事は建築時の工法・建材に応じた施工技術や有毒物質の除去技術が重要であることにかんがみ、可能な限り具体的かつ明確な基準を策定するよう努めること。

五 再生資材の利用を促進する観点から、公共事業において環境負荷の少ない再生資材の調達を行うよう積極的に努めること。

六 建設廃棄物の再資源化及び再生資材の利用を促進するため、建設業者等が再資源化施設の設定状況や再生資材の取得方法等に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供のあり方について検討すること。

七 中小建設業者の過大な負担にならないよう配慮すること。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

右

平成十二年三月七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

資金運用部資金法等の一部を改正する法律 (資金運用部資金法の一部改正)

第一条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政融資資金法

第八条から第十一条までを削る。

第七条の見出しを「(財政融資資金の運用)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、同項に次の一号を加える。

十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

第七条第二項中「金融債又は」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「それぞれ三分の一又は」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十条とする。

第六条を削る。

第五条の見出しを「(財政融資資金預託金の取扱手続)」に改め、同条中「外、資金運用部預託

金」を「ほか、財政融資資金預託金」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができ。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

第四条の見出しを「(財政融資資金預託金)」に改め、同条第一項中「第二項若しくは前条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金(以下「資金運用部預託金」という。))」を「財政融資資金預託金」に改め、同条第二項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 財政融資資金預託金には、約定期間に応じ、国債の利回りに即して財務大臣が定める利率により利子を付する。

第四条第四項中「当該資金運用部預託金の預託されていた期間、同項の利率その他の事情を考慮して、」を「同項の利率より低い利率であつて」に、「同項の利率より低い利率」を「財務大臣が定めるもの」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「資金運用部預託金」を「財政融資

資金預託金に、「毎年三月三十一日及び九月三十日」を「六月ごとに、財務大臣が定める日」に、「第三項又は第四項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改め、同項を同条第六項とし、同条を第七条とする。

第三条第一項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同条第二項中「資金運用部特別会計」を「財政融資資金特別会計」に、「資金運用部」を「財政融資資金」に、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とする。

第二条の見出しを「(財政融資資金への預託の義務)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「(資金運用部特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く。)」を削り、「積立金」の下に「(財政融資資金特別会計、簡易生命保険特別会計、厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金を除く。)」を加え、「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同項を第五条とする。

第一条中「郵便貯金(郵便振替を含む。以下同じ。)」を「財政融資資金を設置し」に、「資金運用部」を「財政融資資金」に、「並びに資金運用部特別会計を、財政融資資金特別会計に、」を「資金運用部資金として」を「並びに財政融資資金特別会計からの繰入金を」に、「確実且つ有利な方法で運用する」を「もつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行う」に、「寄与せしめる」を「寄与する」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(財政融資資金の設置)

第二条 この法律の目的を達成するため、財政融資資金を設置する。

(財政融資資金の管理及び運用並びに区分経理)

第三条 財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する。

2 財政融資資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。

(財政融資資金に充てる財源)

第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条

第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金(以下「財政融資資金預託金」という。)、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第一号)第十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。

第十二条の見出しを「(財政融資資金運用計画の諮問)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「審議会の議に付さる」を「財政制度等審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴か」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、「し、これを年金資金等(厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第三十五条の二第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。))に係るもの」とその他の資金に係るものとに区分」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条の見出しを「(財政融資資金運用報告

書)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金運用報告書」を「財政融資資金運用報告書」に改め、同条第二項中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に、「未現在の資金運用部の貸借対照表を添附」を「財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付」に改め、同条第三項中「及び区分」を削り、「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、「年金資金等に係る使途別の運用状況を特に明らかにし」を削り、「添附」を「添付」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を削る。

第十五条(見出しを含む。中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条(見出しを含む。中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同条を第十四条とする。

附則第十二項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、「除く。」の下に「並びに厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二条第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五条の規定により財政融資資金に預託された資金(厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第七十九条の三第二項の規定による預託金となつたものを含む。))に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定に係るもの(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七十七、七十八、七十九条の規定による預託金となつたものを含む。))に限り、約定期間が一年未満のものを除く。」を加え、「第四条第三項」を「第七条第三項」に改め

る。

附則第十三項中「第四条第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同条第六項」を「第七条第五項」に改める。

附則第十四項を次のように改める。

14 財政融資資金は、第十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、商工組合中央金庫の発行する債券(以下「金庫債」という。及び簡易保険福祉事業団に対する貸付けに運用する)とができる。

附則に次の二項を加える。

15 財政融資資金を金庫債に運用する場合においては、金庫債の十分の五又は商工組合中央金庫の一回に発行する金庫債の十分の六を超える割合の金庫債の引受け、応募又は買入れ(以下この項において「引受け等」という。)を行つてはならない。また、財政融資資金により引受け等を行う金庫債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

16 前項前段の場合において、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の金庫債に運用する額があるときは、その額を財政融資資金の金庫債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

(資金運用部特別会計法の一部改正)

第二条 資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政融資資金特別会計法

第一条中「資金運用部資金の運用に伴う」を「財政融資資金の運用に関する」に改める。

第三条中「資金運用部資金の運用利殖金及び」を「財政融資資金の運用利殖金、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債の発行収入金及び借入金、第十三条第一項の規定による繰替使用金(同条第二項ただし書に規定する繰替使用金)がでない金額に限る。」、第十四条第二項の規定による財政融資資金からの受入金並びに、「資金運用部預託金の利子、資金運用部資金を、財政融資資金預託金の利子、財政融資資金に、」第十二条第二項但書を「財政融資資金(昭和二十六年法律第百号)第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子、第十三条第二項ただし書に、「償還金及び」を「償還金、第十四条第一項の規定による財政融資資金への繰入金、公債及び融通証券の発行及び償還に関する経費並びに」に改める。

第四条を削る。

第五条(見出しを含む。)中「作製」を「作成」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

第七条を第六條とし、同条の次に次の一条を

加える。

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

第八条を次のように改める。

(決算上の剰余及び不足の処理)

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第十八条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務が生じた歳出金であつて当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものと合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除して剰余があるときは、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

2 この会計の毎会計年度の決算上、収納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前項に規定する積立金から補足するものとする。

第九条を削る。

第十条(見出しを含む。)中「作製」を「作成」に改め、同条を第九条とする。

第十五条を第十九条とする。

第十四条の見出しを「(支出残額の繰越し)」に改め、同条第一項中「支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算を「毎会計年度の歳出予算における支出残額」に改め、同条第二項及び第三項中「繰越」を「繰越し」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の見出しを「(財政融資資金の繰替使用)」に改め、同条第一項中「資金運用部資金を「財政融資資金」に改め、同条第二項中「当該年度の歳入」の下に「(第八条第二項に規定する積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

(財政融資資金への繰入れ等)

第十四条 第十一条第一項又は第十二条の規定により公債を発行し、又は借入金をしたときは、当該公債の発行収入金又は当該借入金に相当する金額を財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 この会計において、前項の公債又は借入金の償還金があるときは、当該償還金に相当する金額を財政融資資金からこの会計の歳入に繰り入れるものとする。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 財政融資資金法第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子並びにこの会計の負担に属する公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

第十八条 第十一条第一項又は第十二条の規定

による公債及び借入金については、国債整理基金特別会計法(明治二十九年法律第六号)第二条第二項、第二条ノ二第一項、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用においては国債とみなさない。

第十一条第二項中「作製」を「作成」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

三 当該年度末における運用資産明細表

第十一条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公債及び借入金)

第十一条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(公債の発行限度及び借入金の借入限度の繰越し)

第十二条 前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することが出来る金額の範囲内で、当該翌年度において、公債を

第三百二十二号)第一条第二項の規定による投資(同法第十五条第一項の規定により使用することができるものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限る。)

三 法人(第二条第二項第二号から第四号までに掲げる法人その他政令で定める法人に限る。)の債券及び借入金に係る債務について国の行う債務の保証(債務保証の期間が五年以上にわたる場合に限る。)

財務大臣は、財政投融资計画を作成するに当たつては、あらかじめ財政制度等審議会の意見を聴かなければならない。

3 資金法附則第十四項の規定に基づき商工組

4 第五条の規定は、郵便貯金法等の一部を改

条中「限る。」及び「とあるのは「限る。」並びに「

と、「第二十号に係るものに限る。」とある

金の別」とあるのは「簡保積立金の別に、か

に国会」とあるのは「国会」と、「とあるのは「第

[illegible]

附
則

(適用)

2 第二条の規定による改正後の財政融資資金特

3 第三条の規定による改正後の財政融資資金の

10. The following table shows the number of people who attended the concert in each age group.

（平成十三年度の財政融資資金の運用計画等に

大蔵大臣は、この法律の施行の日までに、新

第一項の規定により定められた計画は、新資

(郵便貯金及び年金積立金の預託の廃止に伴う

大正三年

(資金運用部預託金に係る経過措置)

(財政融資資金の既往の運用に係る経過措置)

(政令への委任)

(国民貯蓄債券法の廃止)

(国債整理基金特別会計法等の一部改正)

100

- 三 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第五条及び第七条
- 四 森林保険特別会計法(昭和十二年法律第二十六号)第五条及び第七条
- 五 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第九條第一項及び第十條
- 六 簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八條
- 七 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)第六條並びに第七條第一項及び第三項
- 八 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第十七條第一項及び第二項
- 九 災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)第四十一條第一号
- 十 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第十條及び第十六條
- 十一 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十三條第一項第二号
- 十二 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)第八條及び第十五條の二
- 十三 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第九條第一項及び第二項
- 十四 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第十九條第一項及び第三十二條
- 十五 貿易保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)第十二條第一項
- 十六 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十八條第一項第二号
- 十七 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十八号)第五條第七項及び第十七條
- 十八 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第二十五條第二項第二号
- 十九 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)第三條の四第一項及び第十二條
- 二十 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)第二十六條第一項第二号
- 二十一 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)第十二條
- 二十二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)第七十九條の三第二項
- 二十三 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十年法律第三十四号)第十四條
- 二十四 国営土地改良事業特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)第二十一條
- 二十五 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)第三十一條第二号
- 二十六 特定国有財産整備特別会計法(昭和三十一年法律第一百十六号)第十條
- 二十七 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)第十七條
- 二十八 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)第二十八條第二号
- 二十九 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第六條第一項及び第十二條第一項
- 三十 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第七十六條第二項
- 三十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十九條第四項
- 三十二 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)第十九條
- 三十三 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)第十九條
- 三十四 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)第五條第一項
- 三十五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十七條第二号
- 三十六 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十六條第二号
- 三十七 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第十九條第一項
- 三十八 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)第十條
- 三十九 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十二條第四項、第十五條及び附則第十六項
- 四十 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第二十八條第二号
- 四十一 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)第十一條
- 四十二 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)第九條第三項及び第十二條
- 四十三 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十一号)第十一條
- 四十四 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第十五條
- 四十五 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)第二十一條及び第二十二條
- 四十六 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十八條第一項第二号
- 四十七 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)第三十四條第二号
- 四十八 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第十條
- 四十九 決算調整資金に関する法律(昭和五十年法律第四号)第六條第一項
- 五十 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第四十二條第二号
- 五十一 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)附則第二十條第二項
- 五十二 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二百四十四号)第十五條
- 五十三 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第三十五條第二号
- 五十四 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第三十三條第二号
- 五十五 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)第十四條
- 五十六 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第四十條第二号
- 五十七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第四十九條第二号
- 五十八 生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)第三十八條第二号
- 五十九 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第六條
- 六十 郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)第五條

六十一 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第四十条第二項第二号

六十二 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十九条第一項第二号

六十三 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第四十六条第一項第二号

(災害対策基本法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二百一十二条第二項

二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十四条第三項

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第四条第二項

四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)第十条

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第二百二十二号)第八条第二項

六 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第七條第二項

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第六條

八 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第八条

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十一号)第四条第二項

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第二十二号)第四条第二項

第十一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第十三条 中「並二年金勘定」及び「各を削り、

「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、同条に次の一項を加える。

年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第四章の二ノ規定ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得

第十九条ノ七中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第二十四条中「(昭和二十九年法律第百十五号)を削る。

(大蔵省預金部等損失特別処理法の一部改正)

第十二条 大蔵省預金部等損失特別処理法(昭和二十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「のちを」を「後」に、「超える」を「超える」に、「大蔵省預金部から」を「財政融資資金から」に改め、同条第五項中「大蔵省預金部」を「財政融資資金」に、「なほを」を「なお」に、「命令」を「政令」に改める。

(大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正)

第十三条 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

次題名を付する。

財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律

する法律

第一条中「預金部資金」を「財政融資資金」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第一条」を「前条」に改め、同条を第二条とする。

(郵便貯金法の一部改正)

第十四条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八号の三第五項中「資金運用部資金又はを削る。

附則に次の一項を加える。

財政融資資金法(昭和二十六年法律第百五号)附則第十四項の規定に基づき財政融資資金を

商工組合中央金庫の発行する債券(以下この項において「金庫債」という。)に運用する場合

においては、第六十八号の三第五項の規定にかかわらず、財政融資資金又は簡易生命保険

特別会計の積立金の金庫債に運用する額を資金の金庫債に運用する額に合算し、その合算

額につき、同条第四項の規定を適用するものとする。

(郵便法の一部改正)

第十五条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条イ中、「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務」を削る。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十七条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務」を削る。

第二十条中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第十八条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」を「財政融資資金特別会計」に改める。

(郵便貯金特別会計法の一部改正)

第十九条 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「資金運用部預託金」を「財政融資資金預託金」に改める。

第十七条中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第二十条 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

平成十二年四月二十五日 衆議院会議録第二十九号 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三条第五項中「資金運用部資金又は」を削り、同条第八項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)附則第十四項の規定に基づき財政融資資金を商工組合中央金庫の発行する債券(以下この項において「金庫債」という。)に運用する場合においては、第三条第五項の規定にかかわらず、財政融資資金又は郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の金庫債に運用する額を積立金の金庫債に運用する額に合算し、その合算額につき、同条第四項の規定を適用するものとする。

(港灣整備促進法の一部改正)

第二十一条 港灣整備促進法(昭和二十八年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條の資金運用部資金をいう。)」を「財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。)」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二第二項中、「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金基礎年金拠出金に係る積立金を含む。の額に相当する金額としてを削り、「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第六十八條第六項中「厚生年金保険法の下に(昭和二十九年法律第百十五号)」を加える。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第二十三條 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「資金運用部に預託してを」法第五條の規定の定めるところにより「に改める。

第十五條中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第二十四條 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二第三項中「資金運用部特別会計」を「財政融資資金」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十五條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の八第五項中、「当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。の額に相当する金額の範囲内においてを削り、「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第六十八條第六項中「厚生年金保険法の下に(昭和二十九年法律第百十五号)」を加える。

第四百四十二條第三項中「当該組合が当該国の職員である組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要と

なるべき積立金(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)に相当する金額としてを削り、「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第二十六條 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「並びに国債整理基金特別会計法を」「国債整理基金特別会計法」に改め、「償還のため発行する外貨債」の下に「並びに財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項及び第十二條の規定により発行する外貨債を加える。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十七條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三百九十三條の次に次の一条を加える。

(資金運用部資金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百九十三條の二 資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中大蔵大臣を「財務大臣に改め、同項後段を削り、同条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項後段を削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 削除

附則第一条第六号中「中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)第二十条第二号の規定に基づき財政投融資制度の抜本的な改革の実施に合せて別に法律で定める日」を「平成十三年四月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三條の規定による改正後の国民年金法第七十七條第一項に規定する基本方針及び第七十九條の四第一項に規定する基本方針の策定のため必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附則第三十七條第一項中「附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日」を「平成十二年三月三十一日」を「厚生労働大臣は、平成十二年度末に、「預託されを「預託」に、「別に法律で定めるところにより運用するものとする。」「年金資金運用基金に対し、財政融資資金特別会計法(昭和二十八年法律第百一号)第十一条第一項又は第十二條の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。」「に改め、同条第二項中「の規定による」を「に規定する年金積立金の」に改め、「配慮して、」の下に「同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、年金資金運用基金に対し」を加え、「運用する」を「寄託した各年度末の」に改め、「各年度において」を削る。

(郵便貯金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 郵便貯金法等の一部を改正する法律

(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「現に」の下に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)第一条の規定による改正前の」を、「昭和二十六年法律第百号」の下に「。附則第六条において「旧資金法」という。」を加え、「資金運用部に預託する」を「財政融資資金に預託する」に改め、同条第二項中「国債を」を「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項又は第十二条の規定による公債に改める。

附則第六条第一項中「資金運用部資金法」を「旧資金法」に、「資金運用部に預託する」を「財政融資資金に預託する」に改め、同条第二項中「国債を」を「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百十一号)第一条第一項又は第十二条の規定による公債」に改める。

(総務省設置法の一部改正)
第三十条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第七号二中「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務」を削る。

第十八条第一項中「大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律」を「財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律」に改める。

(財務省設置法の一部改正)
第三十一条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三十九号中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。

第七条第一項第一号八中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改め、同項第四号中「大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律」を「財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律」に、「資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)」を「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)」に改め、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)に改める。

第十三条第一項第六号中「資金運用部資金」を「財政融資資金」に改める。

理 由

中央省庁等改革基本法第二十条第二号の規定に基づき、財政投融資制度の改革を実施することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金について資金運用部への預託を廃止するとともに、財政融資資金特別会計の負担において公債を発行することができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、中央省庁等改革基本法第二十条第二号の規定に基づき、財政投融資制度の改革を実施することとし、郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託を廃止し、資金調達について市場原理にのっとったものとするための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 郵便貯金及び年金積立金の資金運用部への預託義務を廃止するとともに、資金運用部資金を財政融資資金に改める等の措置を講ずることとする。
- 2 資金運用部特別会計を財政融資資金特別会計に改めるとともに、同特別会計の負担において国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとする等の措置を講ずることとする。
- 3 郵便貯金資金及び簡保積立金の地方公共団体への貸付けについて国会の議決を経ることとする等の措置を講ずることとする。
- 4 この法律は、平成十三年四月一日から施行することとする。ただし、平成十三年年度の財政融資資金の運用計画等に係る特例に関する規定については、公布の日から施行することとする。

議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革基本法第二十条第二号の規定に基づき、財政投融資制度の改革を実施することとし、郵便貯金及び年金積立金について資金運用部への預託を廃止するとともに、財政融資資金特別会計の負担において公債を発行することができることとする等の措置を講じようとするもので、時宜に適應するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年四月二十一日

衆議院議長 伊藤 一 郎
大蔵委員長 金子 一 義

(別紙)

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 財政投融資の対象分野・事業については、民業補完及び償還確実性の徹底、政策コスト分析の活用等を図り、適時適切に見直すこと。また、これを担う特殊法人等についても、一層の整理合理化に努めること。

一 財政機関債については、財政投融資の対象となつてゐる特殊法人等が市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まるという財政改革の趣旨を踏まえ、その円滑な発行と流通のための環境整備に努めること。

一 財投債については、真に必要な事業に限定し、安易な発行が行われないよう留意すること。

一 政治保証債については、財政規律の確保等の観点から厳格な審査を行い、限定的、過渡的に発行を認めることとする。

一 市場原理だけでは実現できない重要な施策を実施してゐる機関や超長期資金を必要とする事業等については、その業務のあり方等にかかる不断の見直しを行いつつ、必要な業務遂行に支障が生じないよう適切な配慮を行うこと。

一 特殊法人等の業務内容、財務諸表等及び財政投融資全体の情報開示を徹底するとともに、特殊法人等に対する外部監査法人の活用を努めること。

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
二番四号
東京都港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一一五円
一〇円